

ＪＡ秋田ふるさとでは、 生産工程管理記帳運動に取り組んでいます！！

ＪＡ秋田ふるさとでは、平成15年度より、「生産工程管理記帳運動」に取り組んでおります。生産者の皆様方は、この運動を理解くださり、「安全・安心な農産物づくり」をお願い致します。

今、なぜこの運動が必要なのでしょう？

1. 昨今の食料品に対する不信の一新

国内におけるBSE感染牛の発生、輸入農産物の残留農薬問題、食品偽装表示事件の多発、さらには無登録農薬の使用問題など、食品に関わる異常事態の頻発により、食品の安全性に対する消費者の関心と不安が増大しています。この様な中、消費者・取引先に対するＪＡグループ産農産物及び商品の透明性について情報開示することにより、アピールすることが必要であります。

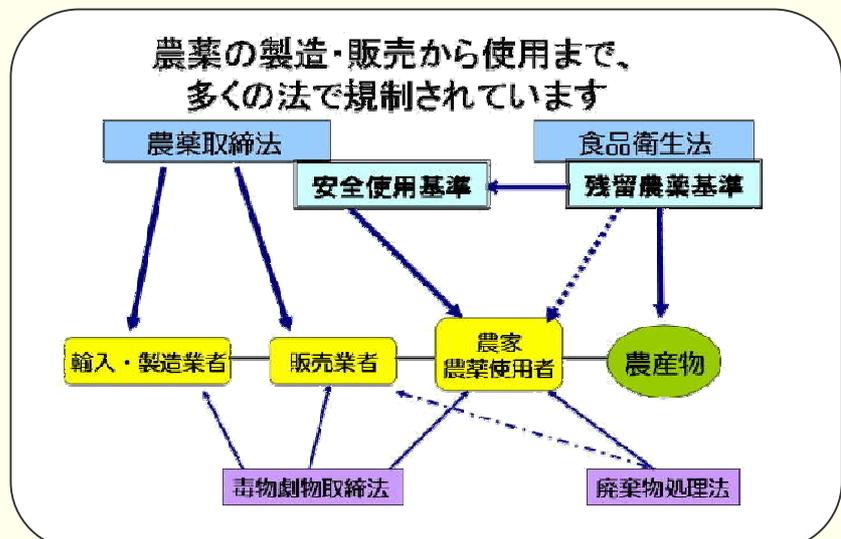
2. 農薬取締法の強化

農薬の使用基準が「農薬取締法」上、設定された。つまり農薬の使用者が遵守すべき基準を定め、この基準に違反して農薬を使用してはならないこととなった。また罰則規定が強化され、我々ＪＡ秋田ふるさと産の農産物は、違反した生産者はいない「証拠作り」が必要となった。

農薬取締法の罰則規定の強化

| (現行) | | (改正後) | |
|-----------|--|---------------|------------|
| 販売に係る義務違反 | | | |
| 1年以下の懲役 | | 3年以下 (自然人) | |
| 5万円以下の罰金 | | 100万円以下 (自然人) | |
| | | 1億円以下 (法人) | |
| 使用に係る義務違反 | | | |
| | | 3万円以下の罰金 | 3年以下の懲役 |
| | | | 100万円以下の罰金 |

ＪＡ秋田ふるさと産の農産物の安全性について、もっともっとアピールしていくことが必要となりました。



この運動の意義は??

(1)農産物の安全の確保

運動の第1の狙いは、適切な品種を選択し、適正施肥や適正防除(農薬の安全使用基準を守ることは必須条件です)等の適切な技術を適用して農業生産を行う「生産工程の管理」を通じて、農畜産物の「安全」と「品質」とを確保することです。特に「安全」の面から無登録農薬の問題が浮上して来ている今、こうした生産の基本をもう一度確認することが非常に重要です。

(2)消費者・取引先への安心の提供

第2の狙いは、このように基本を踏まえた生産の内容を記録する「生産工程の記帳」により、農産物の安全を保証し、消費者・取引先に「安心」を届けることです。今や安心を届けるためには「これはこういうわけで安全な農産物だ」とその根拠を説明しなければならない時代です。そのため流通業界も、生産履歴が記録された農産物をますます求めるようになってきています。履歴のわからない農産物は「有利販売」どころか「売り場確保」ができなくなるのです。そのため生産段階では、生産工程の記帳が必要となっています。

(3)万一の食品危害に際しての生産者の「無実の証明」

また、万一食品危害が起こった場合でも、その食品に係る農産物の生産者が生産工程の適切な管理を行って、それを記帳していれば、「無実の証明」の一つの根拠となり得るとともに、原因分析が可能となります。生産工程管理・記帳運動は、生産者の「安心」を確保するものでもあるのです。

(4)農業技術・経営の見直し

生産工程を記帳することで、生産者は実際に行った生産のやり方を見直すことができます。今年の防除は効果があったのか、過剰散布はしていないのか、施肥は適正だったのか、など、記帳された内容をチェックすることで生産方法を見直し改善していくことができます。記帳の積み重ねが生産方法を見直す貴重なデータとなるのです。個々の生産者の農業経営にとっても資材費低減や労働の軽減に結びつくことにもなります。

(5)JAの販売主体としての体制強化

JAにとって大きなメリットは、生産工程管理・記帳を通して、JAが農産物販売の責任ある主体としての体制を強化できることです。JAが自信と責任をもって販売事業に取り組むためには、自分が販売している農産物を“よく知っている”ことが不可欠です。つまり、どのようにして作られたのか、また、どのような品質のものか、を把握していることが必要です。つまり、生産者の生産実態の把握は、JAが販売事業を自信と責任をもって行うための条件です。生産実態の把握により、緻密な営農指導が可能になり、適切な販路を通じて、農産物の特徴や魅力を取引先や消費者に伝え販売していくことが可能になります。その意味で、生産工程管理・記帳運動は、JAの販売事業を強化する運動といえます。生産者とともに基準を明確化し、基準に基づき作られた品質の揃った農産物を、その魅力を伝えながら販売します。さらに、生産過程については記録も残され取引先に説明もできるようになっています。つまり、生産工程管理・記帳運動を通じてJAは、責任と自信をもって農産物を販売する主体としての体制を強化することができるのです。

(6) 農業の現場からの情報発信

これまで、農業者が手塩にかけて育てた農産物でも、それに込めた「思い」や「価値」が消費者に十分には伝わっていません。原因の一つは農業の側から消費者への情報発信は十分になされていなかったことです。しかし、消費者は「食」に関する情報を求めています。これからの日本農業に求められるのは、農業の現場からの情報発信を積極的に行い、消費者との関係づくりを通して「食と農の距離」の接近を図り、国産農産物への応援団を作っていくことです。そのため、何のために、誰のために、どのような農産物を作るのかという「農業哲学」を含めて、生産現場からの魅力的で有益な情報発信がますます重要になります。生産工程管理・記帳運動では「どのように生産されたか」に関する情報開示を行うこととなりますが、その機会を捉えて、そうした情報と併せて「農業哲学」をはじめさまざまな生産現場からの情報を発信していくことができます。生産工程管理・記帳運動は、そのような生産現場からの豊富な情報発信の契機となるのです。

(7) 平等から公平への事業システムの改革

生産現場では、専業・兼業、高齢者・女性・新規就農、法人と多様化がすすみ、消費者・実需者のニーズも多様化、食の外部化のなかでの農産物流通も多様化がすすんでいます。こうしたなかで、JAのこれまでの画一的な平等主義の事業方式から、生産・流通・消費の多様性を尊重した事業方式への変革が求められています。生産工程管理・記帳運動における「生産基準ごとの生産者の組織化」の考え方は、JAが多様な生産実態を把握しそれに対応して生産基準を設定し、それぞれを適切な取引先に結び付けていくという、多様な生産・流通・消費に対応する「きめ細かな共販」を可能とします。

生産工程・管理記帳運動で、生産者が行うことは??

各作物別に部会等で定めた生産基準を遵守し、生産する必要があります

各作物別に定めた、生産基準・運用基準に従い、生産～出荷を行って頂きます。

使用する資材(農薬・肥料等)は、各部会で定めた「資材リスト」に記載された物を使用して下さい。

協定の締結及び、協定書の提出

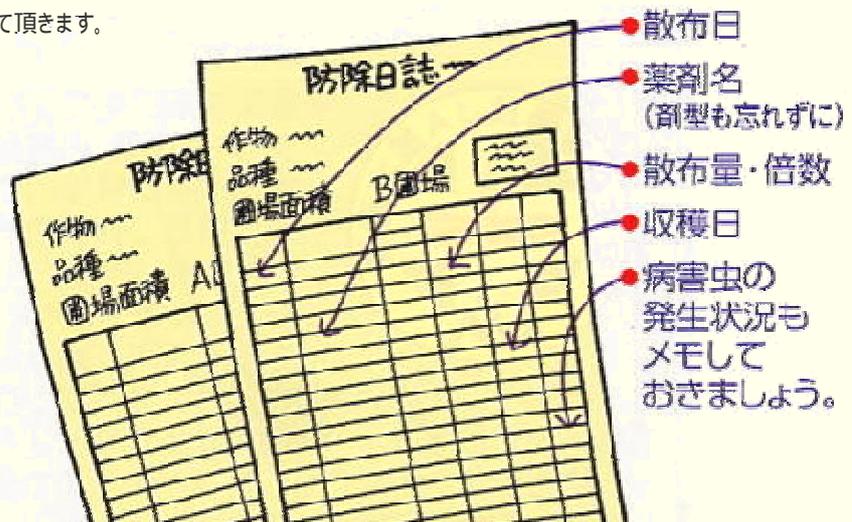
上記、「生産基準」と「運用基準」に従い、農産物の生産に努めることを承諾して下さる方のみ、協定書にご署名の上、提出して頂きます。

なお、その際、協定締結して頂いた農産物を生産する圃場を登録して頂きます。

日誌への記帳

各作物別に配布された、「作業日誌」「防除日誌」に、いつどんな作業を行ったのか、また使用した農薬・肥料について、その使用方法も含めて記載して頂きます。

そして、期日まで各日誌を提出して頂きます。



農薬の使用に当たって、特に注意していただく点は??

散布する農産物に使用しても良い農薬かどうかを確認して下さい。

農薬の中には、殺虫剤・殺菌剤・除草剤等、種類も様々ありますが、特に注意して頂きたいのは、作物別の登録があるかどうかを必ず確認して下さい。

使用する時期は適合しているか確認して下さい。

各作物別に登録があっても、使用時期は農薬によって様々です。

収穫前何日前まで使用可能か? など、よく農薬のラベル等で確認してから使用して下さい。

倍率・使用量の確認をして下さい。

農薬を使用するに当たっては、その作物別に使用できる倍率・使用量などの確認を必ず行ってください。

作物別の農薬に定められた使用回数を守ってください。

1作の中で使用できる、総使用回数が農薬毎に定められています。特に混合剤には、他の農薬と同じ成分の農薬が入っている場合もありますので、技術情報等でよく確認してから使用して下さい。

農薬散布の際に、気をつけて頂きたいこと

作業の前は、体調を整えておきましょう。

また、防除器具の点検を必ず行ってください。

散布作業にあたってはめんどくがらずに、農薬の防除衣、農薬用マスク、防護メガネ、ゴム手ぶくろ、ゴム長靴をきちっと着用して下さい。

使い残した農薬は、専用の保管庫に入れて厳重に管理しましょう

